

様式第10号（第11条関係）

年　月　日

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅登録取消通知書

様

堺市長印

下記のとおり、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業について、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第24条第　項第　号の規定により登録を取り消したので、同条第3項の規定に基づき通知します。

記

登録住宅の所在地					
登録住宅の名称等					
登録年月日 登録番号	年　月　日　第　号				
理由					

(教示)

- 1 この決定に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3ヵ月以内の間（この決定があった日から1年を超えることができない。）に限り、堺市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6ヵ月以内の間（この決定があった日から1年を超えることができない。）に限り、堺市（代表者は、市長）を相手方として、この決定の取消しを求める訴えを提起することができます。